

- 三八地域の農業は、畑作を中心に幾つもの品目を手掛ける複合経営が主流のため、**集落営農の法人化が進まないことが課題**。
- このため農業普及振興室では、圃場整備を契機に組織化し法人化を模索していた営農組合を対象に、**農業分野に詳しい税理士の協力を得て法人化の手続きや経営管理などを支援**。
- その結果、**八戸市内初となる集落営農法人が設立されるとともに、農地中間管理事業を活用し地域の農地を法人に集積**。

具体的な成果

普及指導員の活動

1 集落営農法人の設立

- 農地の維持を見据え、既存の任意組織から**農事組合法人へ移行**



法人設立総会

- 水田農業を核とした集落営農法人として、**国の各種補助事業を活用**



地区検討会

2 農地中間管理事業を活用した農地集積

- 基礎調査を基に農地の利用状況を**図面化**
- 農地中間管理事業を活用して地域集積協力金の交付を受けるとともに、**地域の農地面積の84%を法人に集積**



凡例	
	担い手が利用する農地
	法人が借り受けた農地
	地域の外縁

平成26年

- 法人設立に向け、農業を行う法人の組織形態や事業、構成員、役員要件などを学ぶ**集落営農法人化研修会を開催**。
- 集落営農法人の**先行事例を紹介**。

平成27年

- 組合員個々の農地の利用など農業経営の状況や今後の営農継続の意向を把握するための**基礎調査の実施**。
- **農業分野に詳しい税理士の協力を得て**集落営農の法人化や担い手への農地集積についての合意形成に向けて**地区検討会を開催**。
- **法人化スケジュールの策定**や定款、事業計画を作成支援。

平成28年

- 法人経営の安定化を図るため、飼料用米の低コスト化に向けた技術指導と法人後の経営管理を支援する地区検討会の開催により**技術と経営の両輪を支援**。

普及指導員だからできたこと

- ・ 指導対象が目標とする課題を**重点普及指導計画に位置づけ**、県の事業等をフル活用して取組を進めることができた。
- ・ 法人移行にあたっての懸念事項である資産の引継ぎ等について、**税理士との調整役として**指導対象が抱える課題を解決することができた。

地域農業を担う法人の育成

活動期間：平成 26 年度～平成 28 年度

1. 取組の背景

指導対象とした「野田宮農組合」（以下、組合という。）は八戸市南郷島守地区に所在し、担い手育成基盤整備事業を契機に平成 11 年 2 月、92 戸の農家で設立された集落営農組織である。

農業の後継者不足や農地維持に対する危機感から近年、組合には「農作業を委託したい。農地を借りてほしい」など高齢で水田を自力で耕作できない農業者からの相談が増えていた。

組合では耕作放棄地を無くするためには法人が受け皿になる必要があると考えていたが、法人格のない今の任意組織では「法律（農地法）で農地を借りることができない」「法律上の権利の主体が認められず、組織として契約や取引の当事者になれない」などのデメリットがある。

法人化には「農地の利用権設定」「融資や国の各種補助事業が受けやすくなる」などのメリットがあり、これらを生かした経営がしたいと組合では法人化を模索していた。

これを踏まえ、農業普及振興室では県の施策体系に掲げる「未来を切り拓く多様な経営体の育成」に向けて、重点普及指導計画の中で「地域農業を担う法人の育成」を課題に法人化に向けて取り組むこととした。

2. 活動内容（詳細）

<平成 26 年>

法人設立に向けて、組合役員を対象に農業を行う法人の組織形態や事業、構成員、役員要件などを学ぶ集落営農法人化研修会を開催した。

管内で先行して任意組合を法人化した事例について、その取り組みを組合役員に説明し、意見交換した。



集落営農法人化研修会

<平成 27 年>

県の「地域農業の構造改革先進モデル育成事業」（平成 27 年度～平成 28 年度）を活用し農業分野に詳しい税理士の協力を得て、以下のとおり法人化の手続きや経営管理などについて支援した。

○基礎調査の実施

組合員個々の農地の利用状況など農業経営の状況や今後の営農継続の意向を把握するためのアンケート調査を実施した。調査にあたり、農業普及振興室から組合役員を対象に今後の水田農業を維持・発展させるための調査であ

る趣旨を説明するとともにアンケートの回収に協力してもらい、90 戸の農家から回答を得た。

この調査から組合員の今後の営農についての意向が現状維持が 7 割、縮小・廃止が 3 割であることを把握した。

○地区検討会の開催

集落営農の法人化や担い手への農地集積・集約についての合意形成に向けこの事業で派遣された税理士や八戸市の協力のもと、法人に参加するすべての農家を対象とした地区検討会を年 4 回開催した。



農地集積を説明する税理士



農地図面を確認する組合員

○定款、事業計画の作成及び法人の設立支援

税理士や八戸市と連携し、役員を対象に法人になるまでのスケジュール策定や定款、事業計画の作成支援等を通じて幾度も話し合いを重ねた。

＜平成 28 年＞

法人経営の安定化を図るため、飼料用米の低コスト化に向けた技術指導と税理士を講師に法人後の経営管理を支援する地区検討会を開催するなど技術と経営の両輪を支援している。

3. 具体的な成果（詳細）

集落営農の法人化を目指して税理士等と連携し、組合に対する基礎調査や地区検討会の開催、組合役員との話し合いを幾度も重ねた結果、平成 28 年 2 月 4 日、農事組合法人野田営農組合（構成員数 93 人）を設立した。

さらに、集落営農法人として農地中間管理事業を活用し、地域の農地面積 26ha のうち 22ha（集積率 84%）を法人に集積した。



法人設立総会

4. 農家等からの評価・コメント

（野田営農組合 西 明 氏）

組合を法人化できたのは普及指導員に相談し法人情報を事前に収集したこ

とと、普及指導員が調整役となって農業に詳しい税理士からの経営コンサル事業や農地中間管理事業を活用できたからである。

法人として経営の安定化を図るため、今後も普及指導員からの技術と経営の両面から意見・助言等をいただきたい。

5. 普及指導員のコメント

（三八地域県民局地域農林水産部 主幹 中村諭）

水田農業を核とした集落営農法人を設立できたのは農業分野に詳しい税理士の協力はもとより、西明組合長を始め役員が一丸となって農地の維持を見据え法人化に踏み切り、その過程で組合の現状や課題、将来の姿について組合全体で話し合い情報共有を図りながら合意形成ができたからである。

今後も、経営の安定化に向け、法人の相談相手として経営管理や収益向上のための飼料用米の安定生産に向けた取り組みなど経営を支援する。

6. 現状・今後の展開等

法人として経営の安定化を図るため、農業普及振興室では飼料用米（現在の栽培面積6ha）の安定生産や低コスト化にむけた技術指導と法人としての経営管理の仕方など、今後も技術と経営の両輪を支援していく。



飼料用米の田植え